

SBC

First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2015年(平成27年)

10月26日(月)

発行：税理士法人 SBC パートナース
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階

SBC Seminar

セミナー案内

マイナンバー制度 通知直前セミナー

日時：2015年10月27日(火)

2015年11月9日(月)

13:00~14:30

講師：税理士法人 SBC パートナース

関西統括取締役 伊東 岳俊

対象：顧問先様・顧問先様からの紹介先様
(紹介先様だけの参加も可)

定員：10名(先着順)

参加費：無料

会場：SBC 本社セミナールーム

大阪市北区太融寺町3-24

日本生命梅田第二ビル3F

各線大阪駅・梅田駅から徒歩6分

お問合せ：税理士法人 SBC パートナース

Tel:06-6315-1819

(担当：國森・宮阪)

Scope

業績悪化改定事由

代表例として、以下の3ケースがあげられます。①株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての経営上の責任から減額せざるを得ない場合。②取引銀行との間で行われる借入金返済のリスキューの協議で減額せざるを得ない場合。③業績や財務状況又は資金繰りの悪化で、取引先等の利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から、経営状況の改善を図るための計画が策定され、これに減額が盛り込まれた場合。

関連会社債権者の求めで改定は不可 東京地裁・定期同額給与の減額を認めず

定期同額給与の減額改定が「業績悪化改定事由」に該当するか否かを巡り争われていた事件で、東京地方裁判所はこのほど、関係会社の債権者からの求めによる減額改定では「業績悪化改定事由」には該当しないとして、納税者の請求を棄却する判断を示した。(平成24年(行ウ)第856号・平成26年5月30日判決)

今回の事件は、会計事務の受託事業等を行っているA社(12月決算法人)が代表取締役甲に支給した定期同額給与の減額を巡るもの。

A社は、代表取締役甲が同じく代表取締役を勤め、多額の債務超過状態にあるB社に対して手数料を支払っていたが、B社の債権者から「甲への役員給与を減額し、B社への手数料を増額することでB社から債権者への返済額を増加させる」旨の求めにより、それまで月額50万円支給していた甲の役員給与を、平成19年9月の取締役会で「月額20万円」に減額することとした。

A社は、A社の設立自体、B社債権者と協議の上、了承されたもので、A社とB社は実質的に同一法人であり、本件減額改定は債権者との協議に基づき行われた恣意性がないものであるから、「業績悪化改定事由」に該当するとして甲に支給した役員給与510万円全額を損金算入して申告を行った。これに対し、税務当局が改定後の支給額を超える270万円の損金算入を否認する更正処分を行った。A社は、この処分を不服として訴訟に及んでいたものである。

東京地裁は、「原告の収支状況によれば、平成17年12月期から減額改定が行われた平成19年12月期の各事業年度において、同社の収益が大幅に減少したり、多額の損失が発生したりした事実は認められない。各事業年度の9月30日時点における売上高にも大きな変動があるとは認められない。

原告が関連会社の債権者から減額改定を求められたことや、この求めに応じなければ原告が一括弁済を求められ、業務が立ちいかなくなる危険があったという事由は業績悪化改定事由には該当しないことは明らかである」として、原告の請求を棄却する判決を下した。なお、原告は東京高裁に控訴している。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。